

## 貨物自動車等の燃料タンクの個数及び容量の照合等について

平成18年国土交通省令第66号による改正により、不正な二次架装の排除対策として、普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が7トン以上のものは、平成18年8月1日以降の新規検査又は構造等変更検査の際、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量が記載されています。これらの普通貨物自動車等が、この夏から順次継続検査を受けることとなりますので、以下の点にご注意下さい。

### 1. 指定整備工場の場合

#### (1) 燃料タンクの個数及び容量の照合

(イ) 自動車検査証に燃料タンクの個数及び容量が記載された普通貨物自動車等について、保安基準適合証等に保安基準に適合する旨の証明を行う場合、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について同一であるかどうかを確認し、同一でない場合は証明はできません（指定自動車整備事業規則第7条第2項）。

(ロ) 自動車検査証に燃料タンクの個数及び容量が記載された普通貨物自動車等が、一時抹消登録を受けた場合には、一時抹消登録証明書に燃料タンクの個数及び容量が記載されます。このため、当該自動車について保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行う場合、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について同一であるかどうかを確認し、同一でない場合は証明はできません（道路運送車両法第94条の5第5項）。

#### (2) 指定整備記録簿の記載

「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、燃料タンクの個数及び容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量について、「その他」の項目に記載する必要があります（「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号））。

200Lのタンクが1個、400Lのタンクが1個の場合の記載例

乗 車 定 員	最 大 積 載 量
人	kg
燃 料 の 種 類	そ の 他
ガソリン・軽油 LPG CNG その他	燃料タンク 2個 200L 400L

### 2. 自動車検査場への持ち込みの場合

自動車検査場への持ち込みによる検査においても、自動車検査証又は一時抹消登録証明書に燃料タンクの個数及び容量が記載された普通貨物自動車等については、記載内容と現車との照合が行われます。

## 19年度「自動車点検整備促進全国キャンペーン」スローガン決定

平成19年度「自動車点検整備促進全国キャンペーン」スローガンが決定いたしましたので、お知らせします。

《平成19年度「自動車点検整備促進全国キャンペーン」スローガン》

### 点検で 気づく愛車の SOS

#### 街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
6月12日(火) 13:30~16:00	甲府昭和IC 出口付近	運輸支局 6名 独立行政法人 2名 軽検協 1名 <b>甲府南支部 6名</b> 振興会 2名	総検査車両数 152台 <b>不良車両数 9台</b> 内整備命令 0台 口頭警告 9台 車検切れ 0台

甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

#### 引取業、フロン回収業者の登録の更新について

(自動車リサイクル関係)

使用済自動車の「引取業者」と「フロン類回収業者」については、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行されたことに伴い、同法律に基づく県知事の登録が必要となりました。

登録については、5年ごとにその更新を受けなければ登録期間（5年）の経過により失効することとなりますので、引き続き登録を継続するためには、登録期間満了日（登録日から5年目に当たる日の前日）までに、下記により登録の更新を行って下さい。

各事業者の登録年月日は、下記の山梨県環境整備課ホームページにある自動車リサイクル・事業者名簿から確認出来ます。

「引取業者」

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kankyo-sb/images/89841928731.pdf>

「フロン類回収業者」

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kankyo-sb/images/83764768827.pdf>

## 1. 引取業者

### 【必要書類】

- ① 申請書  
② 誓約書  
③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) [発行日より3ヶ月以内]  
④ 整備士合格証書の写し  
⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)

振興会指導・教育部門窓口にあります。また振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。

## 2. フロン類回収業者

### 【必要書類】

- ① 申請書  
② 誓約書  
③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) [発行日より3ヶ月以内]  
④ 整備士の合格証書の写し  
⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)  
⑥ フロン回収設備の所有権を有することを証する書面  
    所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のいずれかの写し  
    所有していない場合：借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し  
⑦ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類  
    取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

## 3. 受付期間及び提出先（一括申請受付）

### 【振興会】

受付期間 平成19年7月2日（月）～7月31日（火）

提出先 指導教育部門

受付期間以外の登録はそれぞれ該当管轄の県林務環境事務所にご提出下さい。

### 【県林務環境事務所】

登録の有効期限の2ヶ月前から更新申請を受付

## 申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階 TEL 0551-23-3090	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市及び 昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階 TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	〒409-3606 市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階 TEL 055-240-4141	市川三郷町、増穂町、鰍沢町、 早川町、身延町及び南部町

富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原三丁目3-3 南都留合同庁舎2階 TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士 河口湖町、小菅村及び丹波山村
------------------	---	--

## 注 意

※ 変更事項（個人から法人（※）、事業主の変更、事業所の移転）がある場合は、  
事前に変更届を提出する必要がありますので、振興会までお問い合わせ下さい。

（※）個人から法人へ事業者を変更した場合、法人として新規の登録が必要となります。また登録完了後、自動車リサイクルセンターへの登録も新規に行う必要があります。

### 未認証防止対策強化月間について

国土交通省と日整連は、未認証行為の排除に向けた取組みの一環として、未認証行為が法律違反であることを啓発するためのポスターおよびチラシを作成しました。

国交省では、平成19年7月を未認証行為を行う事業者の調査・確認・指導に重点的に取り組む強化月間とし、広く情報の提供を求めています。

なお、掲載しているチラシにつきましては運輸支局、軽自動車検査協会の窓口で配布、啓蒙しています。

# 未認証行為は、法律違反です!!

## 7月は、未認証防止対策強化月間

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

### 分解整備となる、主な作業例

①原動機（エンジン脱着）



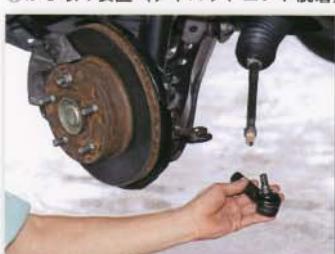
②動力伝達装置  
(ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着)



③緩衝装置（リーフスプリング脱着）



④かじ取り装置（タイロッドエンド脱着）



⑤制動装置  
(ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し)



⑥走行装置  
(ロアアーム脱着)



### ●道路運送車両法

第七十八条（認証）自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行つ事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。  
第九条（罰則）次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  
(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  
（第十七条第一項の規定による認証を受けないで自動車分解整備事業を經營した者）

### ●未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けないで自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

## 自動車分解整備事業について

自動車分解整備事業を経営する場合には、道路運送車両法第78条により、自動車の分解整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならぬとされています。

以下の1～7の装置等を取り外して行う整備又は改造は分解整備に該当します。

- 1. 原動機
- 2. 動力伝達装置
- 3. 走行装置
- 4. 操縦装置
- 5. 制動装置
- 6. 緩衝装置
- 7. 連結装置

認証を受けずに自動車の分解整備を反復継続して行うと同法第78条の規定に違反することとなります。

### 罰則 50万円以下の罰金（同法第109条 第9項）

認証を受ける場合は、**最寄りの運輸支局（整備担当）**にご相談ください。

東京運輸支局	03-3458-9236	神奈川運輸支局	045-939-6803
埼玉運輸支局	048-624-6981	群馬運輸支局	027-263-4422
千葉運輸支局	043-242-7338	茨城運輸支局	029-247-5249
栃木運輸支局	028-658-7013	山梨運輸支局	055-261-0882



関東運輸局

## 指定整備事業協議会委員会が開催されました

日 時 平成19年6月16日(土) 14:00~

場 所 振興会会議室

出席者 水野栄、清水富雄、田口久、大木則雄、清水淳文、小澤眞寸穂、伊藤繁、渡辺新二郎、小林清明、小池清、宮坂清、石原勝彦、斎木重夫、保坂明夫

### 会議事項

#### 1. 役員改選について

互選の結果次のとおり役員が承認されました。

役名	委員名	事業場名	地区名
会長	清水 富雄	(有) 清水自動車	振興会
副会長	水野 栄	(株) ホンダ四輪販売山梨	振興会
副会長	田口 久	三友自動車工業(有)	甲府
監事	佐藤 善治	丸善自動車工業(株)	峡南
監事	雨宮 正寛	雨宮自動車興業(株)	峡東
委員	清水 淳文	清水自動車工場	峡北
委員	小澤 真寸穂	第一自動車工業	南アルプス
委員	塩沢 正人	(株) 塩沢自動車	峡中
委員	渡辺 新二郎	(株) しんわ興業	岳麓
委員	小林 清明	小林自動車	東部
委員	小池 清	山梨日野自動車(株)	販売店
委員	大村 昭夫	山梨トヨタ自動車(株)	販売店
委員	榎原 進治	山梨三菱自動車販売(株)	販売店
委員	宮坂 清	(有) 宮坂自動車	振興会
委員	石原 勝彦	(有) 石原モータース	振興会
幹事	大木 則雄	(有) 大木自動車	甲府
幹事	保坂 明夫	(社) 山梨県自動車整備振興会	振興会

#### 2. 全体会議議題について

- 1) 平成18年度事業報告について
- 2) 平成18年度決算報告について
- 3) 指定協議会規約の改正について
- 4) 平成19年度事業計画(案)について
- 5) 平成19年度収支予算(案)について

以上原案どおり承認されました。

- 6) その他

#### 3. その他

## 指定整備事業協議会全体会議が開催されました

日 時 平成19年6月27日(水) 15:00~

場 所 振興会大講堂

役員改選に伴う紹介

6月16日開催の指定整備事業協議会委員会において、新役員が決定したことの説明があり、新役員が紹介された。

協議事項

- (1) 平成18年度事業報告について
- (2) 平成18年決算報告について  
一括審議し原案どおり了承されました。
- (3) 指定整備事業協議会規約の改正について  
(郡内地区を岳麓地区と東部地区に分離)  
審議の結果原案どおり承認されました。
- (4) 平成19年度事業計画(案)について
- (5) 平成19年度収支予算(案)について  
一括審議し原案どおり了承されました。
- (6) その他

来賓挨拶

関東運輸局山梨運輸支局 吉田首席陸運技術専門官  
(社)山梨県自動車整備振興会 荻原会長

## 自動車検査員研修会が実施されます

標記研修会が、次のとおり開催されます。該当者は必ず受講されますようお願いします。

1. 研修会場 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
2. 研修費用 3,500円(資料代含む)
3. 対象者 自動車検査員として選任されている者全員  
自動車検査員有資格者
4. 日 時

研修日	教習修了番号	受付時間	研修時間
7月24日(火)	1~31000号	13:00~13:30	13:30~17:00
8月 1日(水)	31001~46000号		
8月 6日(月)	46001~56000号		
8月 7日(火)	56001号以降の者		

## 平成19年度第1回自動車整備士技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課にお申込下さい。  
登録試験申請用紙は教育課に用意しております。

1. 実施種目 2級ガソリン自動車 2級ジーゼル自動車  
3級自動車ガソリン・エンジン 2級二輪  
3級自動車ジーゼル・エンジン 3級自動車シャシ  
自動車車体
2. 申込期間 平成19年8月6日（月）～8月10日（金）
3. 試験日 平成19年10月7日（日）
4. 試験会場 振興会研修センター
5. 受験資格 2級受験者は3級合格後3年以上の実務経験者  
3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者  
注) 実務経験の短縮  
2級 大学機械科卒業者 1.5年  
高校機械科卒業者 2.0年  
3級 大学・高校機械科卒業者 0.5年
6. 申込時に持参するもの
  - ①登録試験申請書（教育課窓口にあります）
  - ②受験手数料（用紙代等を含む） 2700円
  - ③2級受験者は3級の合格証
  - ④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）
  - ⑤印鑑
  - ⑥はがき2枚（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

## 自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成19年10月7日（日）に実施される登録学科試験を受験しようとする者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので受講をおすすめ致します。

1. 種目 2級ガソリン自動車  
3級自動車ガソリン・エンジン
2. 日程 詳細は、申込時にお渡し致します。
3. 講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習。
4. 使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等
5. 受講料 15,000円
6. 受付期間 8月24日（金）まで
7. 申し込み方法 申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページの「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

## 新技術講習会Ⅱのお知らせ

### 第2回電子制御燃料噴射装置の故障診断講習

電子制御の仕組みや、制御等を理解することが故障診断の近道です。  
この講習で診断技術をマスターしましょう。

1. 開催日 平成19年9月3日（月）・9月10日（月）の2日間
2. 時間 9：00～16：00
3. 場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 実習場
4. 講師 ディーラー技術トレーナー
5. 費用 7,000円（資料代を含む）
6. 定員 先着20名（定員になり次第締め切ります）
7. 申込方法 巻末申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて振興会指導・教育部門へお申し込み下さい。
8. 申込締切 平成19年8月15日（木）
9. 持ち物・服装  
☆デジタルサーキットテスター  
☆筆記用具  
☆作業服